

令和2年6月12日

学生各位

長崎大学キャリアセンター長
井 上 徹 志

対面で行う就職活動やインターンシップ等への参加の考え方について
(新型コロナウイルス感染拡大防止関連)

令和2年5月25日、政府は新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急事態宣言をすべての都道府県で解除しましたが、都道府県をまたぐ移動については、引き続き自粛が求められています。このような状況の中、対面で行われる就職活動やインターンシップ等に参加したいと考えている学生の皆さんには不安を抱いているものと思います。

本学では、緊急事態宣言の解除を受け、令和2年4月14日付け及び令和2年4月2日付けの指針「新型コロナウイルス感染拡大に伴う就職活動等について」を廃止し、対面で行う就職活動への参加を認めることとします。また、対面で行うインターンシップ等への参加(準備を含む)も同様とします。

ただし、6月18日(木)までは北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県への移動については依然として慎重な判断が求められているとともに第2波発生への警戒が強まっている状況にあることから、現地での不要不急の外出は厳に謹んでください。これらの5つの自治体への移動(経由した場合も含む)があった場合は、これまで通り2週間の登学制限の対象になりますので、研究活動等への影響について事前に指導教員、担当教員等に相談してください。また、新規感染者が発生している自治体への移動は感染拡大防止の重要性に鑑み、慎重に判断してください。

今後、新型コロナウイルスの再流行等により、本学から新たな行動指針等が出された場合等には、対面での活動を再び制限するなどの措置をとることも考えられます。その場合にはそれらの指針等に従ってください。

なお、対面での就職活動やインターンシップ等へ参加する場合には、今後も引き続き次のような対策をとり、感染・拡散の防止に努めてください。

- ①マスクの着用、手洗いの徹底、咳エチケットなどの感染予防対策をとること。
- ②活動中は、行動記録(いつ、どこで、どのような状況で、誰と会ったかなど)及び健康状態確認シートをつけておくこと。
- ③北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県からの帰着後、最低2週間は登学しない。その間の不要不急の外出は控え、引き続き健康状態確認シートをつけておくこと。
- ④上記5つの自治体以外で新規感染者が発生している自治体への移動を行った者は、自らの健康管理に万全を期すこと。

※就職活動やインターンシップなどに関して悩み(対面での面接への対応等)がある場合は、キャリアセンターまたは部局の就職担当窓口等へ相談すること。また、発熱、咳、喉の痛み、味覚・嗅覚異常等の体調不良を感じるときは、自分で解決しようとせず、速やかに保健・医療推進センターに相談し、対応について指示を仰ぐこと。

以上